

## Ⅱ. 令和2年度における新規指定・変更・廃止に係る申請

### 1 指定の対象について

教育課程特例校は、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校を対象とし、学習指導要領等現行の教育課程の基準によらない特例を認める学校であるので、教育課程の特例を必要としないものは指定の対象とならないこと。

### 2 新規指定について

新たに教育課程特例校の指定を受け、特別の教育課程編成を実施したい場合は、文部科学省の承認を受ける必要があること。

### 3 変更又は廃止について

指定を受けた教育課程特例校の特別の教育課程編成・実施計画を変更又は廃止（取組期間の終了に伴う廃止も含む。）する必要があるときは、文部科学省の承認を受ける必要があること。特に、小学校及び義務教育学校の前期課程（以下「小学校等」という。）については、令和2年4月1日より、平成29年3月31日に公示された新しい小学校学習指導要領（平成29年文部科学省告示第63号）（以下「新小学校学習指導要領」という。）が実施されることに伴い、過年度において、現行の小学校学習指導要領によらない特別の教育課程として指定を受けたものの、新小学校学習指導要領のもとで教育課程の特例を必要としない学校については、廃止の申請が必要であること。

別紙Ⅰにより実施する指定状況調査の結果、教育課程の特例の必要が認められない場合は、後日、文部科学省から廃止に係る申請書等の提出を依頼する予定であること。

### 4 新規指定、変更又は廃止に係る申請書等の提出について

(1) 提出書類：別添2のとおり

(2) 提出期限：令和元年8月31日（土）

(3) 提出先：文部科学省初等中等教育局教育課程課教育課程企画室企画係

〒100 - 8959 東京都千代田区霞が関3 - 2 - 2

(E-mail) kyokyo@mext. go. jp

(4) 提出方法：郵送及び電子メール

※提出までの流れは別添3を参照すること。

※郵送で提出する書類は以下のとおり。

様式1・様式2・様式3・学校の同意書（押印済のもの）

なお、様式4は郵送での提出は不要である。

※封筒に「教育課程特例校指定等申請書在中」と朱書すること。

※電子メールで提出する書類は以下のとおり。

様式1・様式2・様式3・学校の同意書（押印済のものをPDF化すること）  
・様式4（エクセルファイル形式）

※様式4のタイトルは「（（所在する都道府県市番号、管理機関名【様式4（本体・別紙）】申請に係る詳細）」とすること。

例：「（01〇〇市教育委員会）【様式4（本体・別紙）】申請に係る詳細」

「（01 学校法人〇〇学園）【様式4（本体・別紙）】申請に係る詳細」

「（01 北海道教育大学）【様式4（本体・別紙）】申請に係る詳細」

※電子メール件名は「（所在する都道府県市番号、機関名（都道府県市名等）  
Ⅱ教育課程特例校申請）」とすること。

例：「（01 北海道教育委員会）Ⅱ教育課程特例校申請」

「（01 北海道私立学校担当）Ⅱ教育課程特例校申請」

「（01 北海道教育大学）Ⅱ教育課程特例校申請」

## 5 学習指導要領の改訂に伴う留意事項

- (1) 小学校等における教育課程については、令和2年4月1日より、新小学校学習指導要領が実施されることに十分留意し、新小学校学習指導要領のもとで教育課程の特例を必要としないものは、指定の対象とならないこと。また、過年度において、現行の小学校学習指導要領によらない特別の教育課程として指定を受けたものの、新小学校学習指導要領のもとで教育課程の特例を必要としない学校については、廃止の申請が必要であること。例えば、中学年において外国語活動、高学年において外国語科が実施されることに伴い、教育課程特例校で同様の取組を行っている小学校等については、廃止の申請が必要であること。
- (2) 中学校及び義務教育学校の後期課程並びに中等教育学校の前期課程（以下「中学校等」という。）における教育課程については、平成29年3月31日に公示された新しい中学校学習指導要領（平成29年文部科学省告示第64号）（以下「新中学校学習指導要領」という。）への円滑な移行を図るため、平成30年4月1日より教育課程の特例を設けていることに伴い、移行期間中の教育課程の特例の内容に十分留意すること。また、令和3年4月1日からの、新中学校学習指導要領の実施を見据えた教育課程編成・実施計画の検討を行うこと。
- (3) 高等学校、中等教育学校の後期課程（以下「高等学校等」という。）における教育課程については、平成30年3月31日に公示された新しい高等学校学習指導要領（平成30年文部科学省告示第68号）（以下「新高等学校学習指導要領」という。）への円滑な移行を図るため、平成31年4月1日より教育課程の特例を設けることに伴い、移行期間中の教育課程の特例の内容に十分留意すること。また、令和4年4月1日からの、新高等学校学習指導要領の実施を見据えた教育課程編成・実施計画の検討を行うこと。

## 6 その他留意事項

- (1) 「教育課程特例校制度実施要項」（平成 30 年 9 月 11 日改正）の内容を十分に踏まえること。
- (2) 申請は、学校ごとに行うことが原則であること。ただし、複数の学校において、同一の特別の教育課程を編成して実施することを希望する場合（例えば、市内全ての小学校で同じ取組を実施する場合など）、特別の教育課程について同一の内容変更を希望する場合、一度に複数の教育課程特例校の廃止を希望する場合には、実際の手続上の便宜を考慮し、複数の学校分をまとめて申請及び書類の作成を行うことができること。
- (3) 申請は、原則、特別の教育課程を実施する予定の前年度に行うこと。
- (4) 学校の統廃合等がある場合、事前に新規及び廃止の申請を行うこと。
- (5) 域内において既に教育課程特例校の指定校があり、同内容の取組を他の学校でも始める場合、変更の申請ではなく、新たに取組を始める学校についての新規の申請を行うこと。
- (6) 取組期間の途中での廃止のみならず、取組期間の終了に伴う廃止の場合であっても、廃止の申請を行うこと。
- (7) 「学校教育法等の一部を改正する法律（平成 27 年法律第 46 号）」が、平成 27 年 6 月 24 日に公布、平成 28 年 4 月 1 日から施行され、小中一貫教育制度が導入されたことに伴い、小中一貫教育の円滑な実施に必要となる 9 年間を見通した教育課程の実施に資する一定の範囲内で、設置者の判断で活用可能な教育課程の特例が創設され、創設された本特例と同等の内容については、設置者の判断で可能となることから、教育課程特例校制度の活用が不要となっていること。なお、義務教育学校等においても、各課程における独自教科等の設置やイマージョン教育など、小中一貫教育の円滑な実施に必要となる 9 年間を見通した教育課程の実施に資する一定の範囲に当てはまらない内容については、教育課程特例校制度の対象であること。
- (8) 審査の結果については、12 月下旬を目途に通知することを予定していること。